

茅ヶ崎市監査委員告示第8号

監査の結果に基づいた措置について市長等から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年5月7日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎

1 監査の結果の報告及び公表日
令和3年3月31日

2 講じた措置の通知日
令和3年4月16日

3 監査結果及び措置状況

監査結果（出資団体 公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団）
（指摘事項）

〈給与及び時間外勤務手当〉

財団職員の時間外勤務手当、嘱託職員の給与及び時間外勤務手当について、計算誤り等による過払いが5件、過少払いが19件ありました。

（措置状況）

今回の指摘事項を真摯に受け止め、団体においては給与等支払事務のチェック体制を強化するとともに、団体との連絡調整をより一層緊密にすることで再発防止に努めてまいります。